

## 横浜市地域ケアプラザ協力医等業務実施要領

制 定 平成 7 年 9 月 1 日 (局長決裁)

最近改正 令和 3 年 9 月 1 日 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、地域ケアプラザ及び特別養護老人ホーム併設地域包括支援センター（以下「地域ケアプラザ等」という。）における相談事業の一環としての地域ケアプラザ協力医及び特別養護老人ホーム併設地域包括支援センター協力医（以下「協力医」という。）の業務について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 協力医は、地域ケアプラザ等で実施される各事業への医療面の相談・助言とともに、地域ケアプラザ等と横浜市医師会との連携を強化し、もって福祉保健活動の推進を図ることを目的とする。

### (業務の基本原則)

第 3 条 協力医は、相談・助言・会議への参加などを通じて地域ケアプラザ等の事業に積極的に協力し、福祉保健医療関係者等との連携を図りながら事業の円滑な推進に努めるものとする。

### (業務内容)

第 4 条 協力医は、月 2 回程度地域ケアプラザ等に来所し、業務を行うものとする。ただし、感染症の流行等をはじめとする不可抗力により、やむを得ず来所により業務を行うことが困難な場合は、来所による業務に代えて、Web 会議システム等のコミュニケーションツールを活用し業務を行うことができる。また、これらの環境が整っていない場合に限り、電話により業務を行うことができる。

2 協力医は、第 2 条の目的を達成するため、地域ケアプラザ等の次の業務に係る協力等を行う。

#### (1) 運営に係る業務

##### ア 地域ケアプラザ等事業の企画

(ア) 地域活動交流事業の企画（特別養護老人ホーム併設地域包括支援センターを除く）

(イ) 地域包括支援センター事業の企画

##### イ 地域包括支援センターの抱えるケースに関する相談

ウ 地域包括ケアの推進（地域ケアプラザ等が実施する地域ケア会議の運営支援・認知症への取組支援を含む）に対する助言

ただし、協力医による地域ケア会議関連業務は、会議への参加のみをもって位置付けるものではなく、会議に係る相談及び調整業務を行うことをもって位置付けるものとする。

##### エ 職員等からの相談対応、情報提供

オ 地域の福祉保健関係者からの相談対応、情報提供

カ 運営協議会への参加

キ その他地域活動交流・地域包括支援センター事業に関する協力

(2) 地域住民等に対する業務

- ア 地域の方からの相談対応
- イ 地域の方を対象にした講演会
- ウ 広報紙等への医学情報の提供
- エ その他利用者の健康に関する助言

ただし、通所介護及び居宅介護支援事業所の利用者は除くものとする。

- 3 協力医は、実施した業務内容について、横浜市地域ケアプラザ協力医等業務記録票（第1号様式。以下「業務記録票」という。）に記録するものとする。
- 4 協力医は、業務にあたって、地域ケアプラザ等職員と十分に協議するものとする。

(人数)

第5条 協力医は、各地域ケアプラザ等に1人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協力医が繁忙等の理由により、第4条第1項に定める業務を行うことが難しい場合には、地域ケアプラザ等代理の協力医（以下「代理協力医」という。）を3人まで置くことができるものとする。
- 3 代理協力医の業務内容は、第4条第2項から第4項に定める協力医の業務内容と同様とする。

(選任等)

第6条 協力医及び代理協力医（以下「協力医等」という。）は、健康福祉局長が書面により横浜市医師会あて推薦依頼を行い、横浜市医師会の推薦に基づき健康福祉局長が選任する。なお、横浜市医師会は、地域ケアプラザ等の近隣で、その事業に協力的な医師を推薦することとする。

- 2 推薦を受けたとき、健康福祉局長は書面により横浜市医師会あて派遣依頼及び協力医等あて就任依頼を行い、横浜市地域ケアプラザ協力医等決定通知書（第2号様式）により地域ケアプラザ等へ通知する。
- 3 第5条第2項の規定に基づき、代理協力医を置く場合、地域ケアプラザ等は、横浜市地域ケアプラザ代理協力医派遣依頼書（第3号様式。以下「代理協力医派遣依頼書」という。）を健康福祉局長に提出する。
- 4 代理協力医派遣依頼書が提出された場合、健康福祉局長は第6条第1項及び第2項の規定に基づき、選任等を行う。

(任期)

第7条 協力医の任期は原則2年間とする。ただし、協力医が任期途中で不在となった場合における後任の協力医の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 横浜市地域ケアプラザ等が新たに開所した場合の協力医の任期は、他の協力医の任期満了日までの期間とする。
- 3 代理協力医の任期は、依頼日から同一地域ケアプラザ等の協力医の任期満了日までの期間とする。
- 4 協力医等の任期満了に伴い、健康福祉局長が次期協力医の選任等を行う際は、次期代理協力医の選任等を同時に行えるものとする。

5 協力医等は、再任することができる。

(辞任等)

第8条 協力医等は、辞任する場合、横浜市地域ケアプラザ協力医等辞任届（第4号様式。以下「辞任届」という。）を地域ケアプラザ等へ提出する。

2 地域ケアプラザ等は、協力医が不在となった場合は、速やかに横浜市地域ケアプラザ協力医不在届兼派遣依頼書（第5号様式。以下「不在届兼派遣依頼書」という。）を健康福祉局長に提出する。

3 前項の規定に基づき、不在届兼派遣依頼書が提出された場合、健康福祉局長は第6条の規定に基づき、選任等を行う。

4 地域ケアプラザ等は、代理協力医が不在となり、後任の代理協力医を置く場合は、速やかに辞任届及び代理協力医派遣依頼書を健康福祉局長に提出する。ただし、後任の代理協力医を置かない場合は、辞任届のみを健康福祉局長に提出する。

5 協力医等が任期途中で業務を実施できない状況となった場合は、健康福祉局と横浜市医師会との協議を経て、健康福祉局長は就任依頼を撤回することができる。

(変更に係る特例)

第9条 代理協力医が置かれている地域ケアプラザ等の協力医が不在となった場合、代理協力医が当該地域ケアプラザ等の協力医になることができる。

2 前項の規定に基づき、代理協力医が協力医になる場合、地域ケアプラザ等は横浜市地域ケアプラザ協力医等変更依頼書（第6号様式。以下「変更依頼書」という。）を健康福祉局長に提出する。

3 健康福祉局長は、前項の規定に基づき地域ケアプラザ等から変更依頼書が提出された場合、第6条の規定に依らず、変更依頼書に基づき協力医を選任し、協力医に就任する予定の代理協力医に対して、任期を前任者の残任期間と定めて依頼することができる。

(謝金)

第10条 協力医等に対する謝金の額は、一回 21,000 円とする。

2 謝金は、業務記録票によって、協力医業務の実施が確認できたときに支払うことができるものとする。なお、業務記録票は1か月分を集計して計算し、原則として謝金は協力医業務を実施した月の翌月に支払うものとする。

3 謝金は、予算の範囲内で支払うものとする。

(謝金の特例)

第11条 協力医業務が長時間に及ぶ場合、一回 21,000 円の謝金に 14,000 円を追加して支払うことができる。

2 前項の規定は、同一の協力医等における同日の業務の合計時間が4時間を超えたことを地域ケアプラザ等職員が確認できた場合にのみ適用できるものとする。

(事故の対応)

第12条 協力医等が地域ケアプラザ等に赴き、業務により負傷または疾病を受けた場合、並びに協力医業務に関連して生じた事故は、健康福祉局、地域ケアプラザ等及び横浜市医師会の三者は共同し、誠意を持って問題の解決に努めるものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この業務の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条における選任及び依頼に係る規定は、平成28年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市地域ケアプラザ協力医等 業務記録票

従事日時	令和 年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
氏名		
業務項目		備考
地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の運営に係る業務		
<input type="checkbox"/>	地域活動交流事業の企画への協力※	
<input type="checkbox"/>	地域包括支援センター事業の企画への協力	
<input type="checkbox"/>	地域包括支援センターの抱えるケースに関する相談	
<input type="checkbox"/>	地域包括ケアの推進に対する助言	
<input type="checkbox"/>	職員等からの相談・情報提供	
<input type="checkbox"/>	地域の福祉保健関係者からの相談・情報提供	
<input type="checkbox"/>	運営協議会への参加	
<input type="checkbox"/>	その他地域活動交流・地域包括支援センター事業に関する協力	
地域住民等に対する業務		
<input type="checkbox"/>	地域の方からの相談対応	
<input type="checkbox"/>	地域の方を対象にした講演会	
<input type="checkbox"/>	広報紙への医学情報の提供	
<input type="checkbox"/>	その他利用者の健康に関する助言	
自由記載（引継ぎ）		

※特別養護老人ホーム併設地域包括支援センターは除く

所長	担当者	担当者

地域ケアプラザ（地域包括支援センター） 所長

健康福祉局長

横浜市地域ケアプラザ協力医等決定通知書

標記について、横浜市医師会の推薦に基づき、次の医師を地域ケアプラザ（協力医・代理協力医）として決定しましたので、通知します。

派遣先	地域ケアプラザ（地域包括支援センター）	
協力医・代理協力医	氏名	
	その他情報	〒 横浜市 (医療機関名) (診療科目： 科) 連絡先：
依頼期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
業務内容	横浜市地域ケアプラザ協力医等業務実施要領に基づく業務	
特記事項		

担当：健康福祉局

電話

第3号様式（第6条第3項）

令和 年 月 日

健康福祉局長

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）  
所 長

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）  
協力医

横浜市地域ケアプラザ代理協力医派遣依頼書

横浜市地域ケアプラザ協力医等業務実施要領第6条第3項の規定に基づき、次のとおり代理協力医の派遣を依頼します。

地 域 ケ ア プ ラ ザ 名 (地域包括支援センター名)	地域ケアプラザ（地域包括支援センター）
所 在 地 等	〒 横浜市 連絡先： (担当者： )
依 頼 期 間	依頼日から令和 年 月 日まで
代 理 協 力 医 派 遣 依 頼 人 数	人
代 理 協 力 医 派 遣 依 頼 理 由	
代 理 協 力 医 実 施 予 定 業 務	
特 記 事 項	

第4号様式（第8条第1項）

令和 年 月 日

健康福祉局長

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）  
（代理）協力医

横浜市地域ケアプラザ協力医等辞任届

わたしは、地域ケアプラザ（協力医・代理協力医）を次の理由により令和 年 月 日をもって辞任したいので、届け出ます。

（理由）

健康福祉局長

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）  
所長

横浜市地域ケアプラザ協力医不在届兼派遣依頼書

地域ケアプラザ等において、地域ケアプラザ協力医が不在となりましたので、報告します。  
なお、地域ケアプラザ協力医の不在に伴い、後任の地域ケアプラザ協力医の派遣を依頼します。

地域ケアプラザ名 （地域包括支援センター名）	地域ケアプラザ（地域包括支援センター）
所在地等	〒 横浜市 連絡先： （担当者： ）
旧協力医	（氏名） （医療機関名）
不在事由	
事由発生年月日	令和 年 月 日
特記事項	

（添付書類）

辞任届

健康福祉局長

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）  
所長

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）  
代理協力医

横浜市地域ケアプラザ協力医等変更依頼書

横浜市地域ケアプラザ協力医等業務実施要領第9条第2項の規定に基づき、次のとおり地域ケアプラザ協力医の変更を依頼します。

地域ケアプラザ名 （地域包括支援センター名）	地域ケアプラザ（地域包括支援センター）
所在地等	〒 横浜市 連絡先： （担当者： ）
旧協力医	（氏名） （医療機関名）
不在事由	
事由発生年月日	令和 年 月 日
新協力医 （現代理協力医）	（氏名） （医療機関名）
特記事項	

（添付書類）

辞任届